

wiseman second-line  
＜ワイズマン セカンドライン＞

## 居宅介護支援

# バージョンアップに伴う追加・変更点

≡平成 30 年 4 月 介護保険法改正対応 2 次版≡

バージョンアップに伴う追加・変更点の概要をお知らせいたします。  
システム運用を開始される前に、必ずご確認ください。

## ◇目次

バージョンアップに伴う追加・変更点	3
• [利用票・提供票]	4
• [国保連請求]－[給付管理票 様式 11]	7
• [国保連請求]－[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3]	7
• [国保連請求]－[請求 CSV 作成国保連用]	8
• [データ出力]	8
• [管理者メニュー]－[契約事業所マスタ]	9

### ■システムの操作で困ったときは・・・

本書では、今回のバージョンアップに伴う追加・変更点の概要や改正後のシステム運用に関連する内容を中心に解説しています。

より詳細なシステムの操作方法は、操作マニュアルや Q&A をご活用ください。

The image shows two screenshots of the system interface. The left screenshot shows the 'トップページ' (Top Page) with a red box around the 'マニュアルとQ&A' link in the notification area. An arrow points down to a 'マニュアルとQ&A' page listing various manuals and Q&A documents. A text box next to it says '操作マニュアルと Q&A が確認できます。' (You can check the operation manual and Q&A). The right screenshot shows a '各操作画面' (Each operation screen) with a red box around the '関連Q&A' (Related Q&A) link. An arrow points down to a 'マニュアルとQ&A' page showing a list of Q&A items. A text box next to it says '該当ページの関連 Q&A が確認できます。' (You can check the related Q&A of the corresponding page).

平成 30 年 4 月介護保険法改正の概要や各加算の算定要件は、介護保険法改正ガイドをご活用ください。

The image shows a screenshot of the system interface. A notification banner at the top reads '平成30年4月介護保険法改正対応版(バージョンアップについて)' (April 2018 Care Insurance Act Revision Correspondence Version (About Version Update)). Below the notification, there is a link to '平成30年4月介護保険法改正ガイド' (April 2018 Care Insurance Act Revision Guide). An arrow points from this link to a pink cover of the '平成30年度介護保険法改正ガイド' (April 2018 Care Insurance Act Revision Guide) document.

## バージョンアップに伴う追加・変更点




今回のバージョンアップでは、以下の機能において平成 30 年 4 月介護保険法改正に関するシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[利用票・提供票]	帳票「サービス利用票・別表／提供票・別表」について、平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省事務連絡で提示された、限度額超過がある場合の「同一建物減算」や「中山間地域等サービス提供体制加算」等の計算方法への対応が行われました。	4 ページ
2	[国保連請求] －[給付管理票 様式 11]	改正後の内容で、給付管理票を作成できるようになりました。	7 ページ
3	[国保連請求] －[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3]	改正後の内容で、介護給付費明細書を作成できるようになりました。	7 ページ
4	[国保連請求] －[給付管理票総括・請求書]	改正後の内容で、給付管理票総括および介護給付費請求書を作成できるようになりました。	－
5	[国保連請求] －[請求 CSV 作成国保連用]	改正後の内容で、国保連に提出する CSV データが作成できるようになりました。	－
		表示ボタンクリック時に、媒体区分「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。	8 ページ
6	[データ出力]	改正後の内容で、集計資料を出力できるようになりました。	8 ページ

その他、お客様から寄せられた声について、以下のシステム対応が行われました。

No.	メニュー名	追加・変更点	詳細
1	[管理者メニュー] －[契約事業所マスタ]	給付管理票や介護給付費明細書が作成済みの場合でも、自事業所の「サービス種類と体制」を変更できるようになりました。	9 ページ

 **[ 利用票・提供票 ]**

● 帳票「サービス利用票・別表／提供票・別表」について、平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省事務連絡で提示された、限度額超過がある場合の「同一建物減算」や「中山間地域等サービス提供体制加算」等の計算方法への対応が行われました。

● 平成 30 年 3 月 30 日付の厚生労働省 事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料等の送付について(確定版)」の「平成 30 年制度改正における様式記載例のパターン」で提示された以下のケースへの対応です。バージョンアップ後の計算方法の詳細は、次ページを参照してください。

**= 今回のバージョンアップで対応が行われたケース =**

以下の加算・減算(限度額管理対象外で単位数が% (※))を算定

- ・ 同一建物減算
- ・ 中山間地域等へのサービス提供加算
- ・ 中山間小規模事業所加算
- ・ 特別地域加算

かつ

加算対象のサービスが  
計画単位数を  
超過している

(様式第二「居宅サービス・地域密着型サービス介護給付費明細書」の「例 20」)

※「限度額管理対象外、かつ単位数が%の加算」と、対象サービス種類

加算名	サービス種類(※)
同一建物減算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・夜間対応型訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> </ul>
中山間地域等サービス提供加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・通所介護</li> <li>・通所リハビリテーション</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・小規模多機能居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能</li> <li>・地域密着型通所介護</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・(総合事業)訪問型サービス(A1/A2)</li> <li>・(総合事業)通所型サービス(A5/A6)</li> </ul> <p>※福祉用具貸与は除く</p>
中山間小規模事業所加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護</li> <li>・訪問入浴介護</li> <li>・訪問看護</li> <li>・居宅療養管理指導</li> <li>・(総合事業)訪問型サービス(A1/A2)</li> </ul>
特別地域加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問リハビリテーション</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>※福祉用具貸与は除く</li> </ul>

\* 介護予防サービスがある居宅サービス・地域密着型サービスは、介護予防サービスも含まれます。

● 平成 30 年 3 月 22 日付の事務連絡では、別表の計算方法は示されていません。そのため、本システムにおける別表等の計算処理では、今回の事務連絡で示されたサービス提供事業所における介護給付費請求明細書(様式第二)の計算方法に従って計算されるよう対応が行われました。

● システム内部の計算処理の変更です。操作方法の変更はありません。

## バージョンアップ後の計算方法

限度額超過があるサービスに、「限度額管理対象外、かつ単位数が%の加算」が設定されている場合、当該加算の単位数は以下の通り計算されます。

- 限度額超過がない場合は従来通りの計算方法で計算されます。
- 当該加算は限度額管理対象外のため、計画単位数は従来通りの単位数で計算されます。

(例)対象年月「平成 30 年 04 月」の利用票・提供票で、  
「15: 通所介護」の「中山間地域等提供加算」(所定単位数の 5%)を設定した場合

- ① 限度額超過があるサービスの合計単位数をもとに、加算の単位数が計算されます。
- ② ①で計算された単位数すべてが「区分支給限度内単位数」(=保険給付対象)に計上されます。

サービス利用票別表													作成年月日		平成30年03月21日 水曜日			
区分支給限度管理・利用者負担計算													平成30年04月 分 利用者:		京都 信子 様			
事業所名	事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引適用後 単位数	回数	サービス 単位数/金額	種類支給限度 管理対象外 単位数	種類支給限度 管理対象内 単位数	区分支給限度 管理対象外 単位数	区分支給限度 管理対象内 単位数	単位数 単価	費用総額 保険/事業所負担分	給付率 (%)	保険/事業所 請求額	受給利用者負担 金額	利用者負担 額/事業所負担 分	利用者負担 (金額負担分)
ワイスサポート	1234512345	通所介護 1 + 1	152241	362		9	3258			2000	1258	0.00	12580	90	11322		1258	20000
ワイスサポート	123451234	通所介護中山間地域等提供加算	158110				(163)				(163)	0.00	1630	90	1467		163	
				通所介護(単位):	16692	合計:	3258			2000	1258		14210		12789		1421	20000

種類別支給限度管理				
サービス種類	種類支給限度 管理(単位)	合計単位数	種類支給限度 管理外単位数	サービス種類

要介護認定期間中の短期入所利用日数		
前月までの利用日数	当月の計画利用日数	累積利用日数
0	0	0

「通所介護中山間地域等提供加算」の単位数

① 3258 単位 (合計単位数) × 0.05 = 162.9 = 163 単位

② 163 単位すべてが、保険給付対象として計算されます。

21,421 円
1,421 円
20,000 円
円



**限度額超過があるサービスに、「限度額管理対象外、かつ単位数が%の加算」を設定している場合の注意点**

- **訪問系サービス(訪問介護看護除く)に「同一建物減算」を設定している場合は、限度額管理対象の単位数がマイナスにならないように上乗せ単位数を設定してください。**

「限度基準額を超える単位数」よりも「限度基準内単位数」が少ない場合、「同一建物減算」の単位数によっては当該サービスの保険給付対象の単位数がマイナスで計上される場合があります。保険給付対象の単位数がマイナスで計上されると、別表全体の単位数・金額が正しく計算されません。

上乗せ単位数を設定する際は、別表の計算結果を確認しながら、限度額管理対象の単位数がマイナスにならないように単位数を調整してください。

事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引適用率	回数	サービス単位/金額	種類別限度額基準を超える単位数	種類別限度額基準内単位数	区分別限度額基準を超える単位数	区分別限度額基準内単位数	単位数	費用総額(保険/事業所対象分)	付率(%)	保険/事業所負担額	定額利用者負担率	利用者負担額(保険/事業所対象分)	利用者負担(全額負担分)
0123123123	身3生3・Ⅱ	112589	850		8	6800			6300	500	10.2	5210	90	4689		521	65646
0123123123	訪問介護同一建物減算1	114114				(-680)				(-680)	10.2	-7085	90	-6376		-709	
												-1875		-1687		-188	65646

上乗せ単位数を設定する際は、保険給付対象の単位数がマイナスにならないように振り分けてください。

- **限度額管理対象の単位数が、すべて「限度基準を超える単位数」(全額自己負担)の場合**  
限度額管理対象の単位数が存在せず介護給付費請求が発生しないため、当該加算もすべて「限度基準を超える単位数」として計上されます。



**月途中で同一建物減算が「あり」⇔「なし」に変更になった場合、別表の訂正が必要です。**

当該月の予定にて同一建物減算に「1」が登録されていた場合は、すべての予定に対して同一建物減算が算定されます。

【例】基本サービス5回のうち、1回のみ同一建物減算ありの場合

提供時間	サービス内容	予定	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	回数	日割算定
11	さくら訪問介護 111111: 身体介護1	予定		1						1																						5		
	実績																															0		
11	さくら訪問介護 114114: 訪問介護同一建物減算1	予定		1																													1	
	実績																															0		



事業所番号	サービス内容/種類	サービスコード	単位数	割引適用率	回数	サービス単位/金額	種類別限度額基準を超える単位数	種類別限度額基準内単位数	区分別限度額基準を超える単位数	区分別限度額基準内単位数	単位数	費用総額(保険/事業所対象分)	給付率(%)	保険/事業所負担額	定額利用者負担率	利用者負担額(保険/事業所対象分)	利用者負担(全額負担分)
1234567890	身体介護1	111111	248		5	1240											1266
1234567890	訪問介護同一建物減算1	114114				(-124)											-127
					16692	合計											1139

本来は基本サービス1回分で-25単位のところ、基本サービス5回分の-124単位で算定。

月途中で同一建物減算が「あり」⇔「なし」へ変更になった場合は、印刷ボタンから Excel ファイルを出力し、計算結果を訂正してください。

**[国保連請求]—[給付管理票 様式 11]**

● 改正後の内容で、給付管理票を作成できるようになりました。

**[給付管理票(様式 11)編集]画面の追加・変更点**

「短期入所医療院」／「予防短期入所医療院」が追加されました。  
 「予防訪問介護」／「予防通所介護」が削除されました。

**[国保連請求]—[介護給付費明細書 様式 7・7 の 2・7 の 3]**

● 改正後の内容で、介護給付費明細書を作成できるようになりました。

加算欄の「退院退所」で、『Ⅰ 1 / Ⅰ 2 / Ⅱ 1 / Ⅱ 2 / Ⅲ』の区分を選択できるようになりました。  
 ※区分を選択すると、回数に「1」が自動で入力されます。変更が必要な場合は、算定回数を手入力してください。

加算欄に「ターミナルケアマネ加算」が追加されました。

**[国保連請求]—[請求 CSV 作成国保連用]**

● **表示** ボタンクリック時に、媒体区分「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。

請求 CSV 作成 提出先: 国保連

請求年月: 平成30年 05月 作成対象:  給付管理票  介護給付費明細書 **表示**

国保連の請求受付期間: 平成30年05月01日 ~ 平成30年05月10日

作成事業所番号: ワイズ事業所 (9876543210)

国 給付管理票 媒体区分:  伝送(ISDN)  FD, CD-R  MO  伝送(インターネット)

No	事業所番号	サービス提供年月	作成対象	事業所名	サービス種類	CSV作成日時	ファイル名	出力
1	9876543210	平成30年04月	給付管理票	ワイズ事業所				

従前に初期選択されていた媒体区分「伝送(ISDN)」は廃止となるため、「伝送(インターネット)」が初期選択されるようになりました。

**[データ出力]**

● 改正後の内容で、集計資料を出力できるようになりました。

**帳票「介護報酬請求一覧」の追加・変更点**

【 介護報酬請求一覧 】


提供年月: 平成30年04月 平成30年04月23日  
 サービス種類: 居宅介護支援  
 事業所: ワイズ事業所

No.	利用者名	提供年月	保険者	被保険者番号	介護度	保険請求		公費請求		基本 居宅 支援	加算					減算					
						単位数 合計	請求額 合計	単位数 合計	請求額 合計		初回 加算	小規模 連携	看護小 連携	退院退所 (算定回数)	入院時 連携	緊急 対応	中山 地域	9-174 9773	違反 率	特定 集中	
1	沖崎 太一	H30_04	032029	1234123412	要介護1	2003	20,030			I				I 1	1回						
合 計						2003	20,030														

加算欄の「退院退所」に、区分『I 1 / I 2 / II 1 / II 2 / III』と算定回数が表示されるようになりました。

加算欄に「ターミナルケアマネ」が表示されるようになりました。



 **[ 管理者メニュー ] - [ 契約事業所マスタ ]**

- 給付管理票や介護給付費明細書が作成済みの場合でも、自事業所の「サービス種類と体制」を変更できるようになりました。



設定した「適用開始年月」以降に作成済みの給付管理票・介護給付費明細書がある場合でも、下図のメッセージが表示され、変更後の情報を登録できるようになりました。

※従前は、作成済みの明細書がある旨のメッセージが表示され、登録できませんでした。

dev.second-line.wiseman.ne.jp から  
すでに作成された他機能のデータに対して登録内容は自動では反映されなかったため、手動で確認・更新していただく必要があります。登録よろしいですか？

OK キャンセル

1単位の単価 必須 11.70 円  
割引率 % %  
61：介護予防訪問介護  
地域区分 必須 その他

登録



**作成済みの介護給付費明細書などに変更内容を反映する場合は、再作成を行ってください。**

変更した情報は、介護給付費明細書などには自動では反映されません。情報を反映する場合は、対象画面にて再作成を行ってください。